



鳥インフルエンザ発生

1月12日、町内の養鶏場で肉用鶏が死んでいると通報があり、県は鳥インフルエンザの簡易検査で「陽性」と発表しました。翌日未明の遺伝子(PCR)検査の結果、高病原性感染が確認され、午前6時から発生農場の肉用鶏5万1千羽の殺処分が始まりました。14日には管理者が同じ関連農場で5万8千羽の殺処分が始まり、15日に全て終了。16日には飼料や鶏ふんの処理、鶏舎清掃・消毒などの防疫措置が完了しました。

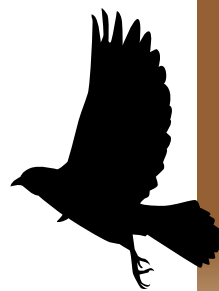
このほか、町内3カ所に車両消毒ポイントを設置。13日から2月6日まで消毒作業が行われました。



消毒ポイント(山門野)

死亡野鳥を発見したら

11月から3月頃までは、鳥インフルエンザが流行しやすい時期です。



普段目にする野鳥が3羽未満で死亡していた場合は、一般ごみとして処分してください。処分するときは素手で触らないよう注意してください。

通常、感染した鶏肉や鶏卵なら

どを人が食べても鳥インフルエンザに感染することはなく、感染した鶏肉などが市場に出回ることもありません。

次のような死亡野鳥を発見したら、連絡してください。

問い合わせ先

役場耕地林務課林務係
☎(86)1159[直通]

○渡り鳥・猛きん類の場合

- ・カモ
- ・ワシ
- ・タカ
- ・フクロウなど

これらの野鳥は感染リスクが高く、種類によっては1羽でも検査を行う場合があります。死亡している野鳥を発見したら、町で回収しますので問い合わせ先に連絡してください。

○普段目にする鳥の場合

- ・カラス
- ・スズメ
- ・ヒヨドリ
- ・ハト
- ・サギなど

これらの野鳥は感染リスクは低いですが、同じ場所ですべて以上死んでいた場合には町で回収しますので問い合わせ先に連絡してください。